

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

いすみ市長 太田 洋

市町村名 (市町村コード)	いすみ市 (12238)
地域名 (地域内農業集落名)	能実地区 (能実)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月12日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・当地区は、平成10年から平成17年に圃場整備、平成4年から平成20年に松丸川の灌漑排水路整備を実施済みである。
- ・担い手不足と後継者不足、高齢化が大きな課題であり、今後は担い手の確保と後継者の育成が必要である。
- ・耕作者は8人ほどで、地域外からの耕作者は5人である。
- ・地域農業に取り組みたいという意向はあるものの、機械価格等の高騰化により、農業を始める難易度が高くなっている。
- ・地域全体的に獣害やジャンボタニシ被害が多い。
- ・草刈り負担が大きい。
- ・施設等の老朽化や、河川管理道路の陥没が確認されている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水稻を主要作物としつつ、地域内の担い手の後継者を育成し、農業を担う者を募り、地域全体で農地利用する仕組みの整備を進める。
- ・30代～40代の若い世代が地域農業を担っていけるような体制の構築を図る。
- ・10年間は現状の担い手でなんとか維持できるが、10年後以降は、集落営農やライスセンター等考える必要がある。
- ・パイプライン等の整備をし、効率的な営農を目指す。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	45 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	37 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、担い手を中心に農地の集積・集約化を進めるとともに、団地面積の拡大を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
原則として農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
今後必要に応じて話し合いを行い、取組について検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を確保・育成していくため、県やJA等の関係機関と連携し、相談から定着まで取り組んでいく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
現時点で取組予定はないが、今後検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--